

白井川小学校いじめ防止基本方針

黒松内町立白井川小学校長

はじめに

「いじめ」は子どもたちの命や身体に重大事態をもたらすことの基本認識に立ち、いじめのない、安心・安全な学校生活を送ることができる学校をつくるために「白井川小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

《いじめ防止のための基本的な姿勢》

- すべての児童が参加・活躍できる授業づくりに努めます。
- 「いじめ」を許さない雰囲気をつくります。
- 日常的なふれあいを大切にし、温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、いじめ問題を早期に解決します。
- 保護者、地域、関係機関との連携を深めます。

1. 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、児童一人一人を大切にされた授業づくりから始まる」
- ・「いじめの未然防止、早期発見・早期対応に組織的、計画的に取り組む」

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童」、「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

③いじめの態様

いじめの態様には、以下のようなものが考えられる。

悪口を言う・あざける、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、たかり、使い走り、性的辱め、ネット（掲示板、メール等）による誹謗中傷 等

2. 基本的な方針

(1) いじめの未然防止

- ①いじめ防止委員会（教頭、担任、養護教諭等）を設置し、定期的に会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間計画を作成する。
- ②いじめアンケートや教育相談等を定期的（適宜）に実施し、いじめの未然防止を図る。
- ③毎月の学級交流会（生徒係）の中で、児童の生活や学習状況を交流し、指導を充実する。
- ④一人一人を大切にする授業づくりに努め、知・徳・体の基礎・基本の徹底を図る。
- ⑤児童会の活動の中で、「いじめ防止月間」等に主体的に取り組ませ、いじめ防止に努める。
- ⑥保護者、地域、関係機関との連携を深め、情報交換や未然防止の指導を充実する。
- ⑦学校便りなどでいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑧いじめ防止の取組に関する学校評価を実施し、取組や指導の改善に活かす。

(2) いじめの早期発見、早期解決

- ①児童の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ②アンケートや教育相談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努める。
- ③「いじめ」に関する情報は、管理職、生活係に報告するとともに生徒指導委員会（生活係）を実施し、情報を共有し、指導体制を確認する。
※「いじめ」に関する情報の収集と記録化…・5W1Hを基本に、時系列で整理 ・マル秘とする。
- ④いじめに対する基本的な措置は以下のようにする。

【いじめられた児童への対応】 ※教育委員会に事実関係を報告する。

ア 児童や保護者アンケート等から、いじめと確認された場合は、生活係を中心とした特別委員会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないように対処する。

イ カウンセリングマインドを基本に、人権に配慮しながら、事実関係を的確に確認する。
（※親身な姿勢で聞き取り、指導の記録をきちんととる）

ウ （双方の）保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないように、指導体制等（※登下校、休み時間、放課後等の見守り体制も含めて）について説明し、理解を得る努力をする。

エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員によるサポート体制を構築し、解決に向けた支援を行う。

オ 養護教諭（スクールカウンセラーや医師）と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、

自信や存在感をもたせる場づくりを行う。

カ 欠席した場合には、学習を補償する機会を設ける。

キ 家庭訪問を実施し、児童に安心感を持たせる。

[いじめた児童への対応]

ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした姿勢で指導し、二度といじめを起さない環境を構築する。(※継続した指導が必要)

イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

ウ 家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

[学校として]

ア いじめはどんな理由があってもしてはいけないこと等を学級指導や全校集会等で指導する。

イ 授業改善・充実等を図りながら、児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善に努める。

ウ 保護者や地域と課題の共有化を図り、ふれあい行事等の機会を活用しながらいじめのない学校にする。

(3) 重大事態発生時における措置

① 重大事態とは

※学校の設置者に重大事態の発生を報告する。(設置者から地方公共団体の長等に報告)

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)

イ 「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手)

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

② 重大事態の対応 ※学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応をとる。

ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、SS(スクールソーシャルワーカー)等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

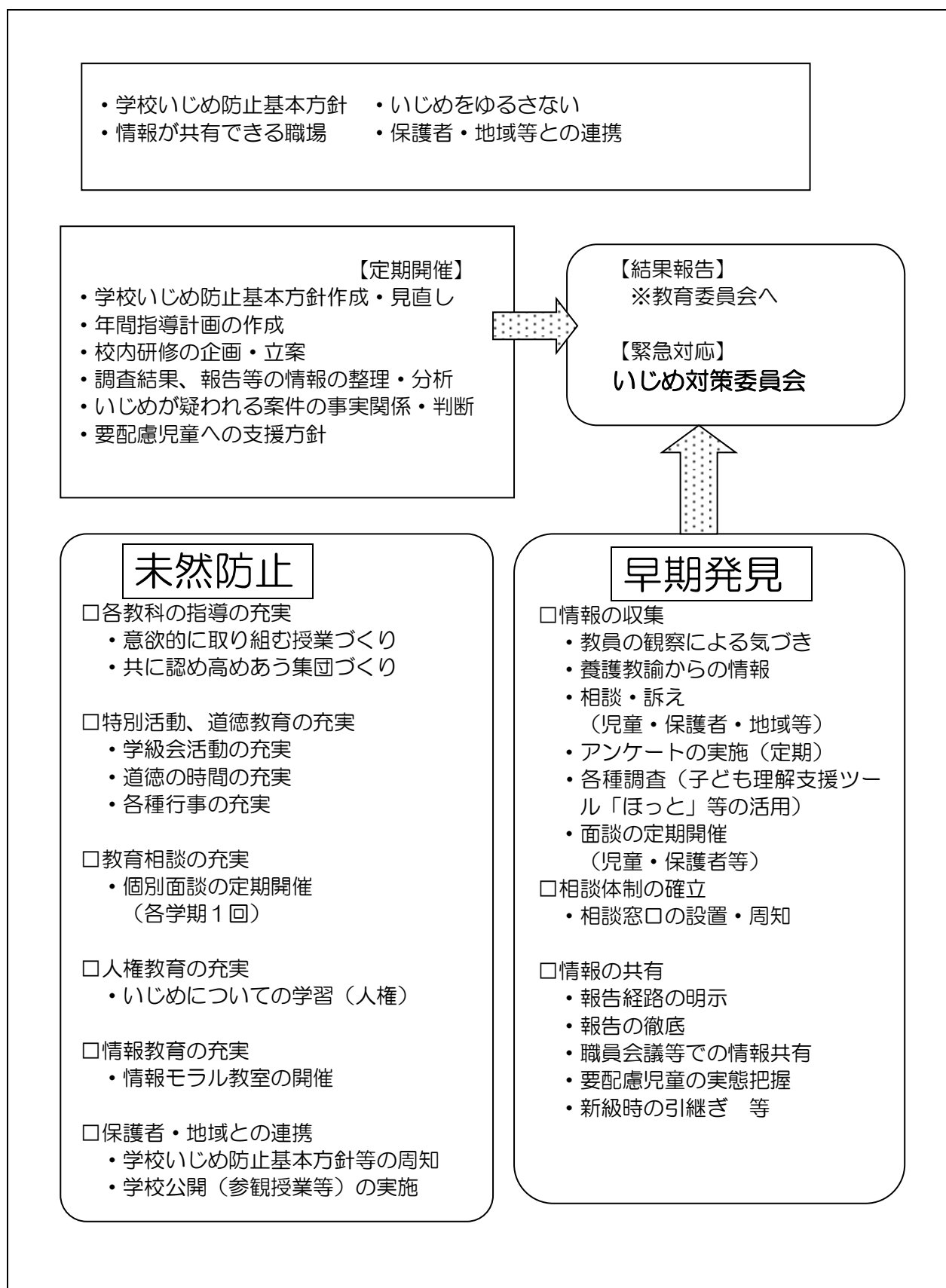
(※調査委員会の設置)

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律などを踏まえる。

(4) いじめ問題指導体制

【日常の指導体制】（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

